

中国EC市場における道産品販路拡大事業委託業務 企画提案指示書(案)

1 目的

近年、中国で急速に普及・拡大しているEC（電子商取引）市場において、道産品の知名度向上及び販路拡大を図るため、中国のEC事業者を介して道産品のPR及び販売を実施するとともに、今後の中国EC市場への道産品の販路拡大に向けた考察・提案をおこなうもの。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

契約締結の日から令和4年(2022年)2月28日(月)まで

4 委託業務の概要

- (1) 中国のECサイト2店舗以上における道産品のPR及び販売
- (2) (1)を通じ、今後、道産品を中国のECサイトで販売するにあたっての課題の検討・分析

5 委託業務の内容

(1) 実施条件及び商品に関する事項

以下の事項を踏まえて企画提案をおこなうこと。

ア 実施箇所及び期間

(ア) 中国のECサイト2店舗以上で道産品の販売を2週間以上実施すること。

イ 出展商品の募集及び取りまとめ

(ア) 関係機関等と連携して本取組を周知し、道内から広く参加企業を募ること。

(イ) 出展企業は道内3市町村以上から計8社以上を募ること。

(ウ) 1店舗につき、道産品40品目以上を検討すること。

(エ) 出展商品は3種以上（北海道産の農産品、水産品、加工食品、木工品等）の商品を含めること。

(オ) 出展商品の在庫及び販売売上げは、原則、受託者に属することとする。なお越境ECなど、出展企業が在庫リスクを負う可能性が低い場合等はその限りではないため、販売に関する取扱条件を企画提案書に記載すること。

(カ) 出展商品については、随時、委託者と協議しながら、決定すること。また併せて、出展企業及び商品のリストを作成すること。

(キ) 現在想定される出展商品について企画提案書に示すこと。

ウ 出展商品の輸送

以下の事項を踏まえて、想定される商品輸送の経路及び方法について企画提案書に示すこと。

(ア) 商品の輸送に当たっては、受託者の指定する場所(日本国内)から、出港地(海路、空路を含む)までの輸送、輸出手続(商品の通関等輸出に係る一切の手続)、中国の目的港(海路、空路を含む)までの輸送、中国の目的地までの輸送を行うこと。

(イ) 商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送を行い、輸出を行うこと。

(ウ) 輸出にあたっては、日本及び中国の貿易に関する関係諸法規に従い、実施すること。

(2) ECサイトでの販売に関する事項

以下の事項を踏まえて企画提案をおこなうこと。

ア 道産品及び北海道のPR

以下の事項を踏まえてECサイトでのPR資材の作成及びレイアウトを行うこと。

- (ア)「食絶景北海道」等の北海道を想起させる画像を活用し、北海道のブランドイメージの向上に資すること。
- (イ)動画、写真等を活用し、企業や商品の特徴を視覚的に伝えること。
- (ウ)「道産品輸出用シンボルマーク」を活用すること。
- (エ)ショートムービーやKOL等による情報発信など、SNSを活用した企業や商品に関する情報発信及び販売の周知を実施すること。また、情報発信を行うプラットフォームやKOLを活用する場合は、候補者等についても企画提案書に記載すること。
- (オ)その他委託者が必要と認めたPRを実施すること。

イ 管理・運営

- (ア)中国のEC市場に関する制度に精通した専門家を1名以上、確保すること。
- (イ)出展企業が円滑に事業を実施できるよう、適宜、中国語への翻訳や通訳等の手配を行うこと。
- (ウ)テスト販売を行うECサイトについて
 - a 提案者が自ら運営するECサイトにて販売する場合
 - (a)販売の実施を予定するサイトについて、店舗のコンセプトや過去のプロモーション及び販売の実績、トラフィック及びフォロワー数、出店しているプラットフォームにおける評価点等を企画提案書に記載すること。
 - (b)現在販売を行っている商品、及び本事業に向けて新たに出品する商品の募集方法を企画提案書に記載すること。
 - b 提案者が商品を取りまとめて、ECサイト運営者と商談を行う場合
 - (a)商談先は、道内企業が自ら海外ECサイトに店舗の開設や運営を行うための国内外のサイト制作等IT企業・団体などや、道産品の取引に関心のある海外EC店舗出店者等バイヤー、現地小売店バイヤー、商社等を対象とすること。また、道内企業が海外EC展開を行うためのネット通販が可能な小売店やECプラットフォームなど基盤を備えている企業・団体であること。また商談の候補となる者の選定にあたり重視する条件について、企画提案書に記載すること。
 - (b)商談にあたり、道内企業および商談先のスケジュール調整、会場・通信機器の手配及び設営、備品の借上げなど必要な準備に加え、当日の進行及び進行管理などの運営を行うこと。
 - (c)商談先の選定は、委託者と協議の上、決定すること。

(3) 成果品に関する事項

以下の事項を踏まえて企画提案を行うこと。

ア 報告書

中国EC市場での道産品の販路拡大に向けた考察・提案を目的とし、以下の内容を含めること。

- (ア)EC利用者の反応を知るために、アンケートやヒアリング、販売サイトのコメント整理などを実施し、結果を取りまとめること。
- (イ)それぞれの出展商品ごとの販売数量及び金額等について取りまとめるとともに、ECサイト内での評価等を整理して取りまとめること。
- (ウ)道産品及び北海道のプロモーションの手法や、その成果について取りまとめること。

(エ) その他事業実施の経過及び成果を整理すること。

(オ) 上記(ア)～(エ)及び本事業を通じて把握した課題を踏まえて、主に以下の観点から中国EC市場での道産品の販路拡大に向けた考察・提案を行うこと。

a 中国EC市場における道産品の優位性

b 中国EC利用者の道産品に対するニーズ

c 中国EC市場における道産品の効果的なPR・販売手法

d その他、中国EC市場における道産品の販路拡大につながる有益な観点

イ 成果物

事業実施にあたり作成した北海道及び道産品のPR資材一式を取りまとめること。

ウ 提出方法

電子媒体(DVD1部)、紙媒体(冊子2部)を作成すること。

(4) 留意事項

ア 受託者決定後、企画提案内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務内容を決定する。

イ 新型コロナウイルス感染症に伴い、中国への渡航が困難になる等により、提案する事業の内容が実施できない可能性がある場合は、実施できない場合の代替的な対応案についても、あわせて企画提案をすること。

ウ 本事業の効果を高めるため、中国への道産品の販路拡大を目的とした北海道の関連事業との連携に十分配慮した企画提案とすること。

6 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)または単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下、「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 事業者の適格性

- ア 中国市場における物販・商談や対中国への輸出入手続、中国におけるEC市場・商習慣等に関し、専門知識と経験を有すること。
- イ 各業務項目の実施にあたり、企画、実施責任者や担当者など適切な配置を行い、国内外における業務執行体制を有すること。
- ウ 事業実施のスケジュール、経費積算が妥当と考えられること。

(2) 企画提案の適合性

- ア 販売を想定するECサイト等が、その規模、コンセプト、閲覧者数、客層などにおいて、道産品の販売を効果的に行うことが可能であること。
- イ 商品の国内外の輸送、輸出手続(通関手続含む)など、適切な管理・保管、手続を行い、道内から中国消費者までの輸送ができる体制が確保されていること。
- ウ 道産品及び北海道のプロモーション効果を高めるための適切な方法が設定され、十分な規模が確保されているとともに、北海道の魅力や商品の特徴等を効果的に発信できる創意工夫がなされていること。
- エ 道産品の中国EC市場での販路拡大に向けた有効な考察・提案ができる内容となっていること。
- オ 新型コロナウイルス感染症に伴う事業実施の前提条件が変化した場合の代替案が現実的かつ本来の目的を十分に達成できるものであること。

(3) 道施策との適合性

- ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定)のいずれかに該当しているか。
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定)のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」(保健福祉部障がい者保健福祉課実施)の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

8 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、道と受託者が協議し決定する。
- (2) 受託者は他の道事業とも連携し、事業を実施すること。

9 予算上限額(消費税を含む)

5,423千円

10 参加表明書、企画提案書の提出方法

(1) 担当窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係

担当 齊藤 遼

電話 011-204-5342 (内線)26-655

FAX 011-232-8870 E-mail saitou.ryou1@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和3年(2021年)6月15日(火)15時
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)

- エ 提出様式 別添様式 1 のとおり
- (3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
 - ア 提出期限 令和 3 年(2021 年)6 月 22 日 (火) 15 時
 - イ 提出場所 (1)に同じ
 - ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)
 - エ 提出様式 別添様式 2 のとおり

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、事前に不参加を決定した場合は、6 月 18 日(金)17 時までに上記 10(1)の担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
10(1)に同じ
- (8) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が 5 名を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。